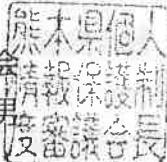


個審議答申第53号
平成27年3月18日

熊本県知事様

熊本県個人情報保護制度審議会

会長 衛藤二男



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聞く事項
について（答申）

平成27年1月13日付け交政第308号で諮詢のあった防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について、熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

- 1 記問のあった、防犯カメラ等により「個人情報を収集する事務」については、適当であると判断する。
ただし、防犯カメラ等の使用は、その運用いかんによっては、個人のプライバシーを侵害する可能性があるので、個人情報の保護には万全を期すこと。
- 2 記問書に添付された「管理に関する要項（案）」については、正式制定後、公表、周知するとともに、厳格な運用を行うこと。
- 3 防犯カメラの運用状況を当審議会に定期的に報告すること。

例外的に本人以外から個人情報を収集する事項（第7条第3項）

防犯カメラ等により個人情報を収集する事務

設置施設等	所属名	設置目的	撮影対象者	収集する個人情報の内容
熊本県小型機総合航空基地内小型機駐機場	交通政策課	防犯、施設安全管理等	施設利用者、不正侵入者等	個人が識別できる画像

個審議答申第54号
平成27年3月18日

熊本県教育委員会様

熊本県個人情報保護制度審議会

会長 衛藤二男



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聞く事項
について（答申）

平成27年1月16日付け教政第1201号で諮問のあった防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について、熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

- 1 諒問のあった、防犯カメラ等により「個人情報を収集する事務」については、適当であると判断する。
ただし、防犯カメラ等の使用は、その運用いかんによっては、個人のプライバシーを侵害する可能性があるので、個人情報の保護には万全を期すこと。
- 2 諒問書に添付された「管理に関する要項（案）」については、正式制定後、公表、周知するとともに、厳格な運用を行うこと。
- 3 防犯カメラの運用状況を当審議会に定期的に報告すること。

例外的に本人以外から個人情報を収集する事項（第7条第3項）

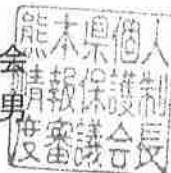
個人工具としての利用

防犯カメラ等により個人情報を収集する事務				
設置施設等	所属名	設置目的	撮影対象者	収集する個人情報の内容
熊本県立青少年教育施設（天草青年の家、菊池少年自然の家、豊野少年自然の家）	社会教育課	防犯、施設安全管理等	施設利用者、不正侵入者等	個人が識別できる画像
熊本県立天草高等学校寄宿舎	天草高等学校			

個審議答申第55号
平成27年3月18日

熊本県教育委員会 様

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 衛藤二男



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聞く事項
について（答申）

平成27年1月16日付け教政第1201号で諮問のあった下記1について、熊本県個人情報保護条例第9条第2項第2号の規定に基づき、下記2のとおり答申します。

記

1 諒問事項

教員免許管理システムにより個人情報を提供する事務について
(条例第9条第2項第2号のオンライン結合による個人情報の提供)

2 判断内容

教員免許管理システムによる個人情報の別紙内容による提供は、公益上の必要性及び個人の権利利益を侵害するおそれがないことについて、別紙の基準1及び基準2を満たしていると認められるため、適当と判断する。

なお、個人情報の保護を図るために、現在運用されている個人情報保護措置について今後も確実に実施されるよう、一層の万全を期されたい。

オンライン結合による個人情報の提供を例外的に行う場合（第9条第2項）

別紙

【個別事項】（閉鎖型）

システムの名称 ※「」は運用開始時期	担当課 事課	提供する個人情報の類型	提供する個人情報の内容	提供先	システムの概要	基準1 公益上の必要があること	基準2 個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められること
E-12 教員免許管理システム 〔H21.4～〕	学校人事課	教員免許所持者	授与権者名・氏名（漢字、外字の場合は外字ファイル及び標準文字も含む）・氏名（フリガナ）・免許状番号・生年月日・日本人外国人の別・授与年月日・本籍地・国籍・免許状種類・免許状の教科または事項または領域・授与の根拠規程・追加領域・失効取上状況・失効取上年月日・基礎資格取得年度、受付年月日・更新年等都道府県番号、更新年月日、延長都道府県番号、延長年月日・免除認定年月日、回復確認都道府県番号、回復確認年月日・失効・取上都道府県番号、期限切れ・分限免職区分、書換年月日、教育機関名（大学名）、所要	各都道府県教育委員会	(1)オンライン結合を行うことによって、電子的な情報交換が可能となり、事務の効率化が図られる。 (2)全国統一のシステムであり、実施機關と各都道府県間で教員免許情報の相互利用を行う必要がある。	(1)個人情報の改ざん、滅失、棄損及び漏えい等の防止のため、次の措置を講じている。 ①免許データのバックアップ ②認証基盤によるパワードの設定 ③利用権限の設定 ④LGWAN（専用回線）の使用 (2)各都道府県においても実施機関と同じ保護制度を整備している。	

